

成年後見制度の効率的運用に関する一考察

01703336 九州東海大学 *山口紀生 YAMAGUCHI Norio
 入会申請中 九州東海大学工学研究科 井上智博 INOUE Tomohiro
 入会申請中 九州東海大学工学研究科 吉鶴祥一 YOSHIKAZU Shouichi

1. はじめに

1970年に高齢化社会(全人口にたいする65歳以上人口の割合、すなわち高齢化率が7%以上)に到達したわが国は、その後、25年間というきわめて短期間に、高齢社会(同上割合が14%以上)に突入した。このように急激な高齢化率の上昇は、外国にも例がない。したがって、高齢者に関わる社会政策にも、外国の先例に習うのみならず、わが国独自の方策を取り入れる必要がある。

このような社会状況の中、1995年に高齢社会基本法が制定された。その後、その趣旨に沿うものとして、2000年度から介護保険制度が導入されたことは広く知られている。

他方、現実の介護自体を目的としたこの介護保険制度と表裏一体の関係をなすものとして、高齢者の法律行為を支援する趣旨で、民法の改正も同時になされた。これが成年後見制度である¹⁾。

すなわち、この成年後見制度は、それまでの禁治産・準禁治産制度を、高齢者や社会的弱者等への福祉充実の観点から改正する趣旨に則ったものである。したがって、この制度では、被後見人の

- ・ 自己決定権の尊重
- ・ 残存能力の活用
- ・ ノーマライゼーション

等の新しい理念と、従来の被後見人保護の理念との調和を旨とした、柔軟かつ弾力的な運用が指向されている。

2. 本研究の目的

本制度運用にあたっては、家庭裁判所が、その職務を管掌することになる。まず、被後見人本人あるいは一定範囲の関係者からの申し立ての受理によって審理が開始され、調査・鑑定を経て、後見の種類、後見人の選定、後見監督人の選定、そして後見開始時期の決定がなされる。

さて、成年後見制度の枠組みを示したのが Fig. 1 である。この図からもわかるように、後見は大きく任意と法定にわかれ、法定はさらに後見・保佐・補助の3類型に区別されている。これらは、被後見人の判断能力の程度に応じたものであるため、後見

人が執行できる法律行為(同意権・取消権・代理権・責務)に差があり、しかも個別ケースごとに、後見人への権利付与範囲を明確にする必要がある。

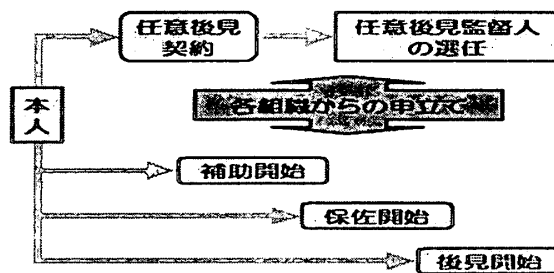


Fig.1 成年後見制度の枠組み

さて、この新法施行にあたって、これを管掌する家庭裁判所の裁判官や調査官が増員される見込みは少なく、現員で対応せざるを得ないのが実情である。いうまでもないことであるが、類型の判別にあたっては、被後見人の判断能力を慎重に調査する必要があるし、また、後見人の選任にあたっては、信頼性の高い、信用できる個人や法人を選任しなくてはならない。そして、そのさいには被後見人の意思、後見人と被後見人との利害関係の有無、その他さまざまな事情を考慮しなければならない。このような鑑定および審査業務は、家庭裁判所実務者にとって、大きな負担増となることが懸念される。また、施行後1年を経過した時点での実績では、旧制度時代に比べて、受理件数は約2.5倍程度であるが、今後の高齢化の進展実情や、制度の周知化により、この制度の利用者はさらに増加するものと予想される。これらの状況を考えると、本制度の円滑な運用にあたっては、関係諸機関間の連携の強化や、各種必要書類の標準化など、整備すべき課題は多い。

そこで、本研究では、この制度の円滑な運用に資することを目的として、制度運用のシミュレーションを行ない、それによって

- ・ どの程度の受理件数増加まで対応できるか?
 - ・ 所要処理日数は平均どのくらいになるか?
- などを検討することにする。

3. 手法・モデルおよび結果の吟味

手法としてはシミュレーションを用い、離散型シ

ミュレーション言語 Arena²⁾によりモデル化する。今回の報告では、処理の流れは①申し立て受理⇒②業務の割り付け⇒③鑑定・審査・後見人選任という簡単な3待ち行列直列システムとしてモデル化した。じっさいは、この③の過程が、鑑定に関わる関係機関との連携、審査に伴う関係者との面接、さらに後見人選任に伴う関係機関との調整などを含んでおり、ネットワーク型の待ち行列となる。しかしながら、これらについては、制度が施行されてから間がないので、データが入手不可能である。このため、前述のような簡単なモデルを仮定した。そして、さまざまなケースに対応させるため、申し立てを、事情の複雑さに対応させたものとして、Tab. 1 に示すような10タイプ採ることとした。

Tab. 1 タイプ別の所要処理日数

申請タイプ番号	申請割合(%)	所要処理日数(日)
1	10	平均7、分散2の正規分布
2	10	平均10、分散3の正規分布
...
10	10	平均30、分散9の正規分布

そして、各タイプの申請割合は同一とする。また調査官は、常時2名がこの業務に従事可能なものとする。

このような条件の下で、1年間にわたるシミュレーションを行ない、申し立てから後見開始に至るまでの所要日数、調査官の稼働率、調査に入るまでの待ち行列長、さらには待ち時間などを求めた。

まず、申し立て申請がばらばらあるとして、すなわち申請間隔が指数分布として、申し立ての頻度によって、1件あたりの平均処理所要日数がどのように変化するかをプロットしたのがFig. 2である。

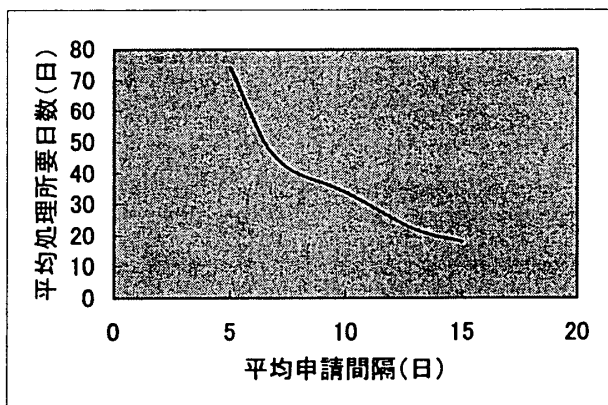


Fig. 2 申し立てから後見開始までの平均所要日数
なお、この図において、Y軸の平均所要日数は、Tab. 1 のすべてのタイプについても平均したものである。この図は、待ち行列の典型的な傾向を反映し

ていることがわかる。すなわち、申し立て申請の平均間隔が7日より短くなると、待ち行列が生じ、その結果として、平均所要日数が急増している。なお、この待ちは、リソース“調査官”で発生しているものであり、それを反映して、調査官の平均稼働率は、たとえば申請の平均間隔が5日の場合だと、89%にも達している。このことは、調査官が他の業務を放棄して後見制度に関わる業務のみに専念しても、捌ききれないことを意味している。

さて、前述したように、今回の結果は10タイプのモデル入力によるものである。そしてこの程、2000年4月～2001年3月間における本制度の運用実績が速報として公開された³⁾ので、それとの比較を行なってみる。まず、平均所要処理日数の割合について、申請の平均間隔が10日とした場合の我々の結果と、実績とを比較して見る。それを示したのがTab. 2である。

Tab. 2 所要処理日数

処理日数	本計算の場合(%)	文献3)の場合(%)
30日以内	39	45
31～60日	39	40
61～90日	22	10
90日以上	0	5

この表からもわかるように、今回の計算は、初年度の運用実績をほぼ再現していると言える。

4. 今後の課題

本報告において我々は、成年後見制度の運用シミュレーションを行なった。結果は、初年度の運用実績をほぼ再現してはいるものの、近似が粗いモデルであることは否定できない。今後は以下の諸点をモデルに顕わに組み込むことが必要だと考えている。

- ・ 鑑定に関わる関係機関との連携作業日数
- ・ 審査に伴う関係者との面接作業日数
- ・ 後見人選任に伴う関係機関との調整作業日数

また、後見人選任にさいしての選任基準の明確化とルーチン化、関係機関間で必要となる各種送受文書の標準化についても、一定の指針を出したいと考えている。

参考文献

- 1) 法務省民事局参事官室：「民法の一部を改正する法律案等要綱の概要」、ジュリスト、No. 1152、1999。
- 2) W. D. Kelton 他著、高桑宗右エ門訳：「シミュレーション」、コロナ社、1999。
- 3) 最高裁判所事務総局家庭局：「資料；成年後見関係事件の概況」、2001. 6。